

第57号議案

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、丹波少年自然の家事務組合理約を変更することについて構成団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月28日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約(昭和54年4月1日規約第1号)の一部を次のように変更する。

第14条の次に次の1条を加える。

(解散した場合の事務の承継及び決算審査)

第15条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議書

丹波少年自然の家事務組合理約について、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波市、丹波篠山市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、下記のとおり変更することとする。

令和 年 月 日

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約(昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号)の一部を次のように変更する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(解散した場合の事務の承継及び決算審査)

第 15 条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。